

令和8年7月23日

提案書

(意見交換会資料)

全国農村整備建設業協会

令和8年7月23日

ご 挨拶

農林水産省農村振興局の皆様におかれましては、平素より全国農村整備建設業協会に対し、格別のご指導・ご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

特にここ数年私たちがお願いしてまいりました提案の多くに特段のご配慮をいただきましたことに大変感謝しております。

こうした中、会員から引き続きご提案が寄せられていることから、今回の意見交換会の機会に、改めてご提案申し上げます。更なるご配慮を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお会員から提案のあった事項のうち、今回提案を見送った項目につきましても、参考資料として添付いたします。これらの項目については、引き続き関係地方農政局及び県に対して提案活動を行ってまいります。

全国農村整備建設業協会
会長 木 全 哲 久

提 案 項 目

1. 予算に関すること

- (1) 農業農村整備事業における令和9年度当初予算の確保 ※
- (2) 防災・減災・国土強靱化予算の財源の別枠での確保と当初予算化 ※
- (3) 東日本大震災や能登半島地震被害からの農業・農村の復興・創生に必要な予算の確保 ※

2. 設計・積算に関すること

- (1) 東日本大震災復旧・復興における被災地特例の継続実施 ※
- (2) 農業農村整備事業の特性や実態を勘案した設計・積算・工期の設定・情報化施工などへの対応 ※
 - (2-1) 農業農村整備事業の特性を勘案した週休2日確保のための環境整備と実態に見合った工期の設定
 - (2-2) 現場環境改善費率の引き上げと面工事を伴うほ場整備工事における現場環境改善費の工種としての別立てによる設定
 - (2-3) ため池特有の厳しい現場条件を適切に反映したため池工歩掛の早期の設定
 - (2-4) 熱中症対策の強化に伴う新たな夏期歩掛補正の設定
 - (2-5) ほ場整備における歩掛や諸経費率の更なる見直しと、暗渠排水をはじめとする補完工事における現場条件を反映した歩掛改正や新たな諸経費率の設定
 - (2-6) ほ場整備等における2次製品の小運搬工の計上基準の明確化

- (2-7) 「農業構造転換における集中対策」に関する情報化通信技術を活用した簡易整備の推進体制の構築
- (2-8) 幹線水路と支線水路に分割するなど水路規模・延長も加味した諸経費工種の新設
- (2-9) 仮設資材の損耗率の見直し
- (2-10) 元下関係の適正化に向けた安全衛生経費の明確化
- (3) 国際情勢の不安定化などに伴う建設資材の不足や納期遅延、急激な価格上昇等に伴う対応 ※
 - (3-1) 資材単価の積算方法等の見直し
 - (3-2) スライド条項における受注者負担割合の引き下げもしくは受注者負担措置の撤廃
 - (3-3) 原油供給の不安定化に伴い、建設資材・機器類の納期遅延が発生した際に於ける工期設定への配慮
 - (3-4) 建設資材の急激な価格上昇等に伴う対応

3. 施策について

- (1) 地元建設企業の受注状況等を踏まえたうえでの、国直轄工事における、入札参加機会の確保と拡大
- (2) 低入札価格調査基準の引き上げ
- (3) 建設業に係る国施策の方向性について

※は重点事項

1. 予算に関すること

(1) 農業農村整備事業における令和9年度当初予算の確保

(背景)

令和8年度の国の農業農村整備事業関係予算は、関係者の皆様方のご努力により令和7年度補正2,439億円、令和8年度当初4,504億円を合わせて、昨年度を上回る6,943億円を確保していただき感謝しております。しかしながら現場ではまだ事業推進に対する要望も多く、食料安全保障・米価対策の観点からも農業農村整備事業の重要性が一段と増しております。また、私共地元建設業界におきましても、資材高騰など物価高の中での経営の安定に加えまして、こうした地元の皆様のご要望に引続きお応えしていきたいと考えております。

(国への提案内容)

私共建設業界といたしまして、毎年の作業員や資材の確保等計画が比較的容易となる当初予算での確保をお願いします。またその際、物価上昇も考慮した予算の増額をお願いいたします。

(2) 防災・減災・国土強靱化予算の財源の別枠での確保と当初予算化

(背景)

近年、激甚化・頻発化する自然災害（集中豪雨、台風、地震等）により、農業・農村地域においても、農地の冠水や農業用施設の被災が多発し、地域の生業と暮らしを脅かす事例が全国で発生しています。

こうしたことから、防災・減災対策、国土強靱化対策の重要性・緊急性はますます高まっており、本対策の継続性が強く望まれている中、令和7年6月6日に今後5年間で概ね20兆円強程度の事業費とする「第1次国土強靱化実施中期計画」が閣議決定されましたことに感謝いたします。この中において、農業農村整備分野における防災・減災、国土強靱化対策の一層の推進が求められております。

(国への提案内容)

農業・農村地域における防災・減災、国土強靱化対策を計画的かつ着実に推進するために、昨年 6 月に法定計画として位置づけられた「国土強靱化実施中期計画」に基づき、令和 9 年度以降においてはその財源を別枠で確保いただいたうえで当初予算化するとともに、近年の諸物価上昇を考慮した予算・事業量が確保されるようお願いします。

(3) 東日本大震災や能登半島地震被害からの農業・農村の復興・創生に必要な予算の確保

(背景)

2011 年に発生した東日本大震災では、農地や農業用施設も大きな被害を受けましたが、国からの大きなご支援のおかげで、これまでにかなり復旧復興が進んできております。

しかしながら、特に福島県におきましては、東日本大震災及び原子力災害の影響を受けた避難指示区域等（避難地域 12 市町村）における帰還促進や営農再開に向けて農業・農村の復興・創生に必要な予算について、第 3 期復興・創生期間においても継続的に措置されることが必要です。

また、令和 6 年 1 月 1 日に発生した能登半島地震における被災地域の復旧復興も急務となっております。

(国への提案内容)

東日本大震災からの復興に向けた農業・農村の復興・創生に必要な予算について第 3 期復興・創生期間においても継続して確保いただきますと共に能登半島地震被害からの復旧復興予算についても十分に確保して頂くようお願いします。

2. 設計・積算に関すること

(1) 東日本大震災復旧・復興における被災地特例の継続実施

(背景)

東日本大震災で大きな被害を受けた地域では、被災の実態や施工業者の実情などを勘案し、復旧・復興事業の速やかな実施のために、円滑な施工確保対策として、「復興係数」「復興歩掛」等の被災地特例措置が導入されたところです。

福島県内においては、復興に重点が置かれた「第3期復興・創生期間」が、令和8年度にも継続されることとなったことから、「復興係数」は、引き下げられたものの継続実施となりました。

現在、復旧・復興を進めておりますが、現場条件・雇用条件等については、依然として厳しい状況にあります。

(国への提案内容)

このような状況に鑑み、今後も、復旧・復興事業を速やかに進めるため、東日本大震災の復旧・復興において円滑な施工確保対策として導入された「復興係数」の被災地特例措置を継続実施していただきますようお願いします。

(2-1) 農業農村整備事業の特性を勘案した週休2日確保のための環境整備と実態に見合った工期の設定

(背景)

令和6年度から建設業においても改正労働基準法による時間外労働の上限規制が適用されたことに伴い、従前以上に技術者の勤務実態の正確な把握と偏りのない適正な労務管理の徹底が求められています。

これまで多くの建設現場においては、朝礼や準備、後片付けといった実稼働時間の前後作業について、労働時間として明確に取り扱われていないのが実情でしたが、近年ではこれらも労働時間として取り扱うことで、実態に即した実作業時間での歩掛改正を行っていることに感謝いたします。

また、令和8年度の土地改良積算基準等においては、一般管理費率が引き上げられたことにも感謝申し上げます。

一方で、農業農村整備事業の工事は、一般土木工事に比べ天候に左右されることが大きく、営農期間には施工できないなど制約を多く受ける特性から、4週8休が困難な期間もあり、工事の遅延を避けるため、下請け労務者に割増賃金を支払ってでも作業をせざるを得ない場合もあります。また、作業員の中には日給制で勤務している者もあり、休日の増加により収入が実質減少してしまうことで、作業員の確保にも影響を及ぼしております。さらに、農業農村整備事業において休日・夜間の地元説明会が多いといった特殊性も週休2日に対する妨げとなっております。

(国への提案内容)

週単位の週休2日が理想ですが、これにより難しい場合は、月単位や工期を通しての4週8休となるよう、引き続き、農業農村整備事業の特性に対応した歩掛り等の積算基準の見直し・改善を進めていただくとともに、ネットワーク工程表を活用するなど確実に週休2日となる工期の設定をお願いします。

また、週休2日制の円滑な実施に向けて、「工事関係書類のさらなる簡素化」や「ウィークリースタンス」、「ワンデーレスポンス」の確実な実施などについて、県などの発注機関に対して周知徹底するなど連携して施策を進めていただくようお願いします。

(2-2) 現場環境改善費率の引き上げと面工事を伴うほ場整備工事における現場環境改善費の工種としての別立てによる設定

(背景)

農業農村整備事業は、受益者である農家の存在があつて事業が執行されるものであり、関係農家との調整は、発注者のみならず受注者にとっても避けられない対応でありその負担は大きいものがあります。これらの課題に対し、農林水産省では、令和2年度より「現場環境改善費」を導入し、その率についてこれまで実態を踏まえ改訂して頂いていることに加え、令和8年度の改正では、計上項目も5つから4つに削減され事務負担の軽減にも配慮いただき感謝申し上げます。

しかしながら、国土交通省と比べ、現場環境改善費率は全体的に低く抑えられております。

また、農業農村整備事業の中でも面整備を伴うほ場整備工事における農家調整対応は、地権者の直接の所有となることが見込まれることから、営農に併せた進入路の位置や形状、湧水処理や客土工などの補完工事の有無、用水掛口工・排水工の設置など多岐にわたり、

その負担は他工種に較べ特に大きいものとなっております。

そのような中、県発注工事における現場環境改善費では仮設備関係、営繕関係、安全関係に要する費用が大きく地域連携の地域対策費（関係農家との調整等）の費用が不足するとの声があります。

（国への提案内容）

農業農村整備事業においては、農家調整に係る負担が大きいことから、現場環境改善費率を引き上げるとともに、計上項目ごとに率を示し実施内容の明確化を図るなど、より効果的な取組となるようお願いします。

また、他工種に比べ農家調整に係る負担が大きいほ場整備工事については、別立てで諸経費動向調査を行うなどして、現場環境改善費の更なる増額をお願いします。

（２－３）ため池特有の厳しい現場条件を適切に反映したため池工歩掛の早期の設定

（背景）

国におかれましては、これまで我々の現場の声を受け、現場条件を適切に反映するため、令和４年度にはため池工事について独自の諸経費設定、また、今年度は、ため池堤体盛土工の歩掛を新規に制定していただき感謝申し上げます。さらに、令和６年度からは底樋工の歩掛調査に着手され、洪水吐工及び斜樋工の歩掛調査も進めていただけるとのことであり重ねて感謝申し上げます。

しかしながら、ため池の改修工事では堤体の断面不足による盛土の腹付けを行う事例が多くあります。腹付けを行う前段階として堤体の段切りを行う必要がありますが、雨水の浸透防止のため横断方向と縦断方向に若干の傾斜をかけた掘削をしていることや、施工場所が狭小であることなどから、通常の掘削に比べ施工性が落ちることとなります。

（国への提案内容）

底樋工、洪水吐工、斜樋工の歩掛についても早期に制定していただくようお願いします。加えて、堤体掘削の歩掛にもご配慮いただくようお願いします。

(2-4) 熱中症対策の強化に伴う新たな夏期歩掛補正の設定

(背景)

冬期歩掛補正については、これまでの要望をくみ取りいただき改正いただいたことに感謝申し上げます。

その一方、夏場には異常な高温が常態化し熱中症による災害が増加傾向にあることから、昨年6月1日から、労働安全衛生規則が改正され、受注者に対し現場の熱中症対策が罰則付きで義務化されました。このため、作業時間の短縮や現場閉所、作業場所のWBGT値の低減、身体作業強度の低い作業への変更等、熱中症対策を一層強化することにより、作業効率が著しく低下しております。

(国への提案内容)

熱中症対策・防寒対策費用については現場環境改善費を超えて積み上げ計上できるようになり感謝申し上げますが、熱中症対策の強化に伴う作業効率の低下を考慮した夏期の歩掛補正を早期にさせていただくようお願いします。

(2-5) ほ場整備における歩掛や諸経費率の更なる見直しと、暗渠排水をはじめとする補完工事における現場条件を反映した歩掛改正や新たな諸経費率の設定

(背景)

国におかれましては、「ほ場整備における新規の歩掛制定」、「同一地区において施工箇所が点在する工事積算方法」や「1日未満で完了する作業の積算方法」について示して頂き、現場条件をより反映できる積算基準となったことに感謝申し上げます。しかしながら、超湿地地帯や中山間地では既存の歩掛では無理があるとの意見（実際は10トン超々湿地ブルやバックホウによる整地）や土工が多いほ場整備は、天候に左右され請負額の割に工期が長くなるため諸経費率の見直しを求める声の大きい状況です。特に運土工の作業回数の明示や、段差を考慮した施工機械の選定は必要であると考えます。また更には、面工事の次年度以降に別途発注される客土、暗渠排水、湧水処理などの補完工事の多くは、

広いほ場内に点在し、小ロットかつ多工種に渡るなど工事を実施する上で手間が掛かるため必要経費が嵩むことに加え、地元調整などにより受注後の設計内容が変更になる場合が多いなど、適正な利潤を確保しにくい状況にあります。

特に、暗渠排水工については、日標準作業量をサイクルタイム計算方式に見直していただき感謝申し上げますが、施工実態として元請から専門業者に委託することが大半であるため諸経費率の見直しを求める要望や、小区画や不整形田では標準の日施工量にならないとの意見があります。

(国への提案内容)

昨年度の提案時には「客土、暗渠排水、湧水処理などの補完工事を単独で行う際の諸経費率について検討を進め、早期に設定ができるよう努める」との回答をいただいたところですので、引き続き、ほ場整備を始めとする、歩掛や諸経費率の見直しに関する業界の声を反映いただくとともに、面工事を伴わないほ場整備の補完工事について、現在のほ場整備工とは別に施工状況を適切に反映した新たな工種としての諸経費を早期に設定していただくようお願いします。

(2-6) ほ場整備等における2次製品の小運搬工の計上基準の明確化

(背景)

農村整備事業を代表するほ場整備においては、大区画が多くほ場が軟弱であることから、排水路や集水枡等を運搬するために、ダンプトラックが入れない場合がほとんどで、現場状況に応じて仮設道路の設置や小運搬工が必要となります。

また、山腹水路など山間部や狭隘な箇所では、施工手順や機械編成を考慮すると場内小運搬はどうしても必要となってきます。

歩掛に小運搬距離の記載のあるものや別途計上となっているものについては、必要な小運搬が当初積算から計上されていたり、変更協議を行うことが可能ですが、ほ場整備工事で多く使う土木工事標準単価の排水路構造物工では、「現場内小運搬を含む」となっており、歩掛と現場に相違を感じるものの、変更協議が困難な状況となっております。

(国への提案内容)

昨年度の要望時には、「価格調査団体にはより各作業の実態を反映した単価となるよう伝えとともに、補足文についても積算に反映しやすいものとなるよう伝える」との回答をいただいたところですので、引き続き、小運搬について、発注者が当初計上しやすくするためにも、また、実態に合わせて変更協議しやすくするためにも、設置歩掛に適用範囲や積算条件を詳しく明示していただくようお願いします。

(2-7)「農業構造転換における集中対策」に関する情報化通信技術を活用した簡易整備の推進体制の構築

(背景)

一例として山形県では、これまで簡易整備工法として担い手自らによる「反転均平工法」を活用した施工事例が数件ある程度ですが、この工法は天候に左右されることや碎土の良しあしが施工品質に大きく影響することから秋施行には不向きであると考えます。過去に県営事業で実施したことがあります。碎土が完全でないことから整地が出来ず繰越により春施工を行わざるを得ませんでした。

この工法による簡易整備の場合、施工時期の関係から「表土扱い」をしない2枚1枚程度となり、国が推進する1ha以上の区画拡大は困難な状況となっています。

(国への提案内容)

通年施行以外の時期の施工工法として、「反転均平工法」ではなく従来工法による情報化施工が有利であると考えており、1ha以上の区画拡大を行うための技術的サポートを行うアドバイザーの委嘱や情報化施工を推進している土地改良建設関係団体について協議会の構成メンバーとする方向性をお示しいただけるようお願いいたします。

(2-8) 幹線水路と支線水路に分割するなど水路規模・延長も加味した諸経費工種の新設

(背景)

水路工事においては、同額程度の案件でも水路規模の大小により大きく施工延長等が異なります。施工延長が長くなるほど、測量・丁張・各種管理（出来形、品質、写真等）に要する手間が増えることに加え、関係する地権者も増えその調整にも手間を要することとなるにもかかわらず、諸経費率は施工延長に拘わらず同一となっております。

なおこの件につきましては、昨年の意見交換会においても要望し、「水路規模や施工延長によって現行の諸経費と乖離が生じる場合もあることが確認されたので、詳細な解析を行い、早急な諸経費の制定に努める。」との回答をいただいております。その後の検討状況をお聞きするものです。

(国への提案内容)

大変前向きな回答をいただき感謝申し上げます。早期に諸経費が制定されるようお願いいたします。

(2-9) 仮設資材の損耗率の見直し

(背景)

コルゲートパイプなどの仮設資材は、設置期間等を勘案した「損耗率」により積算されておりますが、現場では、品質低下により仮設材としても再利用が困難であり、再利用する工事がなく保管も困難なことから、ほとんどが全損となり転用できる場合は僅かというのが現状です。また、再利用できない場合は、さらに処分費用がかかる場合もあります。

なお、この件につきましては、昨年の意見交換会においても要望し、「実態に即した改善が図られるよう検討してまいります。」との回答をいただいております。その後の検討状況をお聞きするものです。

(国への提案内容)

昨年は、前向きな回答をいただき感謝申し上げます。引き続き、特殊資材の他、塩ビ管、暗渠管、排水資機材等、使用状況によっては再利用できない資材については、全損扱いが可能な条件を整備するなど、仮設材に係る経費の計上について見直しをお願いします。

(2-10) 元下関係の適正化に向けた安全衛生経費の明確化

(背景)

労働災害防止の観点から施工現場の安全確保に必要な安全衛生経費の明確化が求められています。

また、国土交通省からの指導通知により、新たな積算内訳書の追加が求められています。また、事業者向け書き方ガイドに①積み上げ方式、②率化方式、①+②方式が示されていますが、指標となる基準が示されていないことから適正な判断が出来ない状況にあります。通知では、罰則等の規制はなくあくまでも「協力」のスタンスとなっていますが、いずれ義務化されることが想定されています。

(国への提案内容)

厚生労働省委託事業「安全衛生経費確保のためのガイドブック」に基づく経費について、国の積算基準への明確化をお願いします。

入札参加において、下請け（協力業者等）への見積もり依頼をするにあたり、現場における労働安全の責務から必要な経費を求められる環境となってきたことから、計上する上での根拠（参考）といたく、今回の要望にいたしました。

(3-1) 資材単価の積算方法等の見直し

(背景)

資材価格の高騰対策として、単品スライド条項の運用の見直しなどこれまでも迅速な対応をしていただいておりますが、業界の声として資材価格調査会社の調査価格と実勢価格のタイムラグや調査方法自体への疑義があるとの意見や、生コンや碎石等についてはプラントの減少に加え輸送車両も減少していることから、現行は現場持ち込み価格となっているこれらの単価を、運賃別建ての調査価格（土場渡し）とすべきとの意見があります。

(国への提案内容)

混迷する中東情勢により燃料も含めた資機材価格の更なる上昇や品薄感が高まる事を懸念しております。上記の背景に書いた事項は、国営事業においても同様の問題を抱えていると思われますので、国からも、価格調査会社に対し意見していただくようお願いいたします。

(3-2) スライド条項における受注者負担割合の引き下げもしくは受注者負担措置の撤廃

(背景)

スライド条項は、工事資材の変動額が受注者の負担額（対象工事額の 1.0～1.5%）を超える場合に適用され、スライド額は変動額から、受注者の負担額を差し引いた額となることから、受注後に工事資材価格が変動してもスライド条項を適用できないことが多く、適用されても受注者の損益を十分に補填できない状況です。

(国への提案内容)

品確法の観点から適切な利益を確保するためには、急激な価格変動においては実勢単価の更新にタイムラグが生ずる可能性がある中、受注者が適正な利潤を確保するために、スライド条項における受注者負担割合の引き下げもしくは撤廃をお願いします。

(3-3) 原油供給の不安定化に伴い、建設資材・機器類の納期遅延が発生した際に於ける工期設定への配慮

(背景)

石油由来の製品の供給不足により、塩ビ管や塗料の納期遅延や流通業者での受注制限が発生しています。

(国への提案内容)

国におかれましては、年度内の予算執行が必要な事は承知していますが、やむを得ない状況では適切な配慮をお願いします。

(3-4) 建設資材の急激な価格上昇等に伴う対応

(背景)

今般のホルムズ海峡の実質的閉鎖に伴う原油の供給不安により、ガソリン・軽油などの燃料系石油製品はもとより、製造過程で燃料や電力を使用しているほぼすべての建設資材で価格高騰が発生しています。

また、流通の目詰まり等により、建設資材が当初契約どおりに確保できない状況も見受けられます。

このため、国では、最新の単価による適正な請負代金の設定のほか、納期の実態を踏まえた適正な工期の確保やスライド条項の適切な運用等について、各地方自治体へ要請して頂いているところです。

現在の急激な価格高騰や建設資材の供給不足は、中東情勢が落ち着けば解消に向かうと思われる一方で、今後も不安定な世界情勢などに起因し、過去にない予測不能の急激な価格上昇が懸念されている中で、スライド条項による対応だけでは受発注者双方に多大な事務負担が生じることが考えられます。

(国への提案内容)

過去に例のない建設資材の急激な価格上昇に対応するため、スライド条項の適切な運用はもとより、工事請負契約締結後に見積価格も含め最新の単価による設計変更やスライド協議に係る事務負担の軽減など、受注者が実際に資材を購入した価格により円滑に請負金の支払いが受けられるよう、補助事業も含め柔軟な物価高騰対策について特段の配慮をお願いいたします。

3. 施策について

(1) 地元建設企業の受注状況等を踏まえたうえでの、国直轄工事における、入札参加機会の確保と拡大

(背景)

その他の地域の建設企業の大半は、直轄工事でのランクは B・C 級となっており、これまで国営事業の受注実績が少ない又はない状況となっています。地域によっては技術者不足などの理由により現在受注している県営事業等で手一杯の地域もありますが、中には国営事業への参入を望んでも中々実現できない地域もあります。

このため、入札参加条件として付される直轄工事規模の施工実績条件をクリア出来ないことから、入札参加が出来ない状況となっております。地域の建設業者は、下請けでの施工協力と災害発生時の初動対応など造成から維持管理までサポート支援を行っており、施設管理者からも高い評価を得ております。このように直轄工事に対する貢献度が高いことから、A 級業者に加え B 級業者も入札に参加できるような入札条件設定が望まれます。

(国への提案内容)

地域によっては、国営事業等への地元企業の入札参加について柔軟な対応を取っている地域もありますが、より一層地元企業の参入を促進するため、入札参加条件への施工実績条件の緩和をお願いします。

(2) 低入札価格調査基準の引き上げ

(背景)

地方自治体における調査基準価格は、中央公共工事契約制度運用連絡協議会が算定割合を定めた低入札価格調査基準に準拠しています。

公共工事受注競争が激化している地域等においては、調査基準価格の近傍で落札するケースがほとんどであり、また、昨年末に全面施行された改正建設業法による労務費の制約など、受注者の自由度が一層限定的となり、厳しさを増しています。地域の建設企業が工事の品質確保はもとより、災害対応や除雪等、地域の守り手としての役割を引き続き果た

していくうえで、健全な経営や担い手の確保・育成が肝要であり、そのためには適正な利潤の確保が不可欠です。

(国への提案内容)

低入札価格調査基準の算定割合を予定価格の95%以上となるように引き上げられるよう要望します。

(3) 建設業に係る国施策の方向性について

(背景)

国では農業基本法や土地改良長期計画において計画的な取り組みを示しており、労務単価や施工単価の見直しや歩掛の改定等にも取り組んでいただいております。様々な施策を計画的に実施し現場における対応にも取り組んでいただいております。

そんななか地域における基盤整備や災害時の対応では、地元の中小建設業者の対応が欠かせないものと考えておりますが、建設業界においても事業量の減少や高齢化による担い手の不足により企業経営の継続が困難になっている状態が見受けられます。

一方、建設DXにより最新技術を適用して人手不足や高齢化といった業界課題を解決し、働き方改革を推進することは大事な事だと思いますが、型枠大工や土地改良事業のような、人の手、人の目、経験値といった技術を残すのも大事な事だと思っております。今の日本のように出来る人がいなくなったりしてからでは遅いので、工事発注も考慮して発注してほしいと考えられます。

(国への提案内容)

土地改良事業が実施され、それに伴う工事発注が継続的にあり、建設業の技術力が維持されるほか従事する労務者の雇用を続けられることで、災害等の対応も可能である体制を継続できることが理想であると考えますが、建設業への対応方針など、国の方向性あるいは考え方を示していただきたい。

(参 考)

以下に各会員県からの提案の内、今回提案を見送った項目についてお示いたします。

これらの項目につきましては引き続き関係地方農政局、県等に提案してまいります。

- (1) 水路布設における土木工事標準単価等と土地改良現場での施工実態の乖離の解消のため、実態に合った歩掛りの設定
- (2) コンクリート 2 次製品水路における曲折部や急流工等の継目で巻立する際の小規模なコンクリート打設（型枠含む）歩掛りの制定
- (3) 集中豪雨による排水施設容量オーバーに対応した対策の検討
- (4) 農地災害復旧における、適切な仮設の積算や施工実態に応じた適切な変更対応への積極的な助言指導
- (5) 設計変更における、新規工種の追加に関する取扱い
- (6) 工事の迅速化にむけた新たな視点に立った考え方の導入
- (7) 中山間地域における畦畔法面对策に関する設計基準の改定
- (8) 3次元測量を活用した水路トンネル工のグラウト充填量の算定方法
- (9) 土地改良事業における土工歩掛の現場実態に即した内容への見直し
- (10) 効率的な農業用水の確保・利活用の推進
- (11) 人材の育成確保を図るため建設業を魅力ある業とする支援
(処遇改善の支援、労働環境の改善・向上（現場事務所費用の引き上げ、快適トイレの加算上限額の見直しなど）、工事書類の簡素化、情報共有システム、遠隔臨場の更なる推進など)

(1) 水路布設における土木工事標準単価等と土地改良現場での施工実態の乖離の解消のため、実態に合った歩掛りの制定

(背景)

土地改良事業におけるフリーム類の布設においては、田差や区画形状に応じた曲折部や急流工等の施工を伴い、切断加工や巻き立て部を別途施工する必要があることや、更には、調整用のモルタルの施工や、小規模フリームについては納入時に反転した状態で納品され敷設に手間がかかるなど、発注者側の積算と乖離しているとの声が多数寄せられています。

なおこの件につきましては、昨年の意見交換会においても要望し、「価格調査団体には、より各作業の実態を反映した単価となるよう伝えるとともに、歩掛調査について検討を進めます。」との回答をいただいたところです。

(国等への提案内容)

水路布設における土木工事標準単価等と土地改良現場での施工実態の乖離の解消のため、施工実態を調査いただき実態に合った歩掛りの改定をお願いいたします。

(2) コンクリート 2 次製品水路における曲折部や急流工等の継目で巻立する際の小規模なコンクリート打設（型枠含む）歩掛りの制定

(背景)

土地改良事業におけるコンクリート 2 次製品を用いた水路では、地形条件等により曲折部や急流工においてコンクリートによる巻き立てを行う必要があるが、積算で用いられる施工パッケージ単価（生コン打設、型枠）とは乖離しているとの指摘が多く寄せられています。

なおこの件につきましては、昨年の意見交換会においても要望し、「1m³ 以下のコンクリート打設は、施工パッケージの小型構造物を適用しており、国交省と共同で調査を行う今後も諸経費動向調査を基に適正な諸経費率の設定に努める。」との回答をいただいたところです。

(国等への提案内容)

品確法の趣旨である適正な利潤が確保できるよう早期に小規模なコンクリート打設や型枠設置歩掛の制定をお願いいたします。

(3) 集中豪雨による排水施設容量オーバーに対応した対策の検討

(背景)

近年の集中豪雨で排水施設の容量オーバーが頻繁に起こります。例えば農道の整備では、排水路だけでなく農道が洗堀崩壊するため何か対策はとれないかと考えます。排水計画の諸元見直しで1ランク上の断面にするなど費用対効果で難しいと思いますが対策が必要と考えます。

(国等への提案内容)

排水諸元の見直しまたは集中豪雨への対応の検討をお願いいたします。

(4) 農地災害復旧における、適切な仮設の積算や施工実態に応じた適切な変更対応への積極的な助言指導

(背景)

気候変動による豪雨災害や、地震による被害が各地で発生しており、業界としても早期復旧のため鋭意努力をしておりますが、適切な仮設が計上されていないことや、一例としてフトンかごにおいては、入手が難しく手間もかかる栗石詰めとされていることなどから、現場の実態に即した設計積算や柔軟な設計変更を求める要望が非常に多い状況です。

(国等への提案内容)

一日も早く復旧を図るため、適正な仮設の計上や柔軟な設計変更（一例として、フトンかごでは碎石かごに変更することやこれを標準とする、熟練ブロック工が不足している状況から、より機械施工が可能なブロック積とするなど）をしていただけるよう事業主体に対し積極的な助言指導をお願いいたします。

(5) 設計変更における、新規工種の追加に関する取扱い

(背景)

工事の設計変更を行う場合、一般的に追加金額に落札率を乗じて変更契約手続きを行います。県営事業において当初契約にない新たな工種を追加する場合も落札率を乗じる事例がありました。こうした場合、受注者にとって過度の負担となるという意見があります。

(国等への提案内容)

設計変更において、当初契約にない新たな工種を追加する場合は、小規模な工事の新たな発注と同じく割高となりますので、落札率を乗じない様にしていきたいです。

(6) 工事の迅速化にむけた新たな視点に立った考え方の導入

(背景)

土地改良事業の場合かんがい期に工事が出来ない場合が多いが、かんがい期に工事を行う等の措置が出来れば、事業の進捗に大きな効果があります。

(国等への提案内容)

国におかれましては、以下のような内容につきましてご検討いただきますよう、お願いいたします。

- ① 工事に直接関係する農地に対し、作物補償及び関係する補償工事(畦畔築立等)を事業費により行い、年度前半(かんがい期)の工事を可能にする。
- ② 工事途中で予期せぬ事態により予算がないにもかかわらず増額契約の必要が生じた場合、年度予算を超える部分については予算成立後に次年度予算にて精算を行えるなど、繰越を容易に行えるようにする。
- ③ かんがい期をまたぐ工期設定の場合、休工期間中の現場代理人等の常駐(専任)の見直しや近接した現場における現場代理人の兼務を認めるなど実態に即して責任者の配置を見直す。
- ④ 工事発注までに発注者による耕作者との事前調整を終えることを徹底する。

(7) 中山間地域における畦畔法面对策に関する設計基準の改定

(背景)

中山間地域のほ場整備においては、地形的な制約から田面間の高低差が 2～3m に達することが多く、それに伴い法長が非常に長い畦畔法面が発生します。

実際に区画整理後に法面積が約 1.5 倍に増加し、これまで以上に維持管理に多大な労力を要する状況となっています。

とりわけ中山間地域では、農業者の高齢化や担い手の減少が深刻化しており、高低差のある法面での草刈り作業は転倒・転落のリスクを伴う危険作業となっています。

現状の法面設計は一部では防草シートの設置も試みられていますが、ほとんどが盛土、切土法面整形のみとなっています。

現在は「多面的機能支払交付金」などの制度により維持管理の支援が行われていますが、この制度も将来的な継続が不透明であり、草刈りを前提としない恒久的な対応が求められています。

(国等への提案内容)

今後の中山間地域のほ場整備では、高低差のある畦畔法面に対し、事業完了後の維持管理労力削減を見据えて、コンクリートブロック張りや張芝との併用構造等の恒久的な構造物が一般的な設計として認められるよう、運用の見直しを強く要望いたします。

(8) 3次元測量を活用した水路トンネル工のグラウト充填量の算定方法

(背景)

現行のグラウト充填量の算定方法は、平均断面法に実績に基づく割増量(%)を加算した設計量としていますが、改修トンネルの場合、経年劣化による崩落が随所に見られることから、可能な限り断面変化点を設けて補足しているものの、平均断面法の場合 1/2 に減じられることから実際の流入量との乖離が生じています。

崩落個所が多い場合、設計量との乖離が大きくなることから、発注者からの理解を得るための変更協議に時間を要している現状にあります。

(国への提案内容)

建設 DX 推進のため、通信環境が悪い現場や今回のような閉鎖されたトンネル現場などでの 3 次元測量が可能なハンディスキャナー(SLAM レーザースキャナーX120GO など)を活用した三次元測量により施工実績に近い充填量や視覚的に連続した画像も加工出来ることから、積極的な普及促進が図られるようご支援をお願いします。

協会としても県などの発注機関への意見交換を通じた働きかけを行ってまいりますので、引き続きのご理解ご支援をお願いいたします。

(9) 土地改良事業における土工歩掛の現場実態に即した内容への 見直し
--

(背景)

ほ場周りの支線水路の改修においては、既設水路を撤去した後の掘削となることから、1 サイクル当たりの掘削土量が少なく、通常掘削に比べて効率が著しく劣ります。現に、業界からは、施工パッケージによる積算と施工実態の乖離が非常に大きいとの指摘が多数寄せられております。また、更には畦畔や溝畔の築立仕上げに関しても、積算と実際に要する費用の開きが大きいとの指摘も多数寄せられております。

(国等への提案内容)

土地改良事業においては、土工の占める割合が一般土木工事に比べ高く、この部分での積算と実態の差が採算性に直結するのは基より、採算性が低いことは、現場技術者の士気にも大きく影響することから、施工実態に即した歩掛の制定や改正をお願いいたします。

(10) 効率的な農業用水の確保・利活用の推進

(背景)

令和7年も全国各地で水不足が発生し、貯水ダムやため池の水位が低下し渇水が深刻化しました。

例年より記録的に早い梅雨明けとなったことで降水量が少なく、出穂期(しゅっすいき)と重なったため、かんがい用水の確保のため様々な方策がとられました。

米作りに必要な水量は、1作10a当り400t必要です。(参考資料より引用)

A地区のは場は約200haであり米作りには80万tの水が必要ですが、同地区は貯水池よりポンプ方式で総貯留量の9万tを反復利用しており、新たな雨水の流入がない限り総水量が不足となりました。

全体的に収穫量不足になることから、条件の悪いは場を切り捨てる決断をしましたが、それでも十分な水量は確保できず多大な減収が生じました。

B地区は一部の5,000haで農業用水を5割カットする取水制限を行いました。取水制限に合わせ農家ではトラックに積んだ大型水タンクから水を散布したり、コンクリートミキサー車を借り受け水をピストン輸送する事態が発生しました。また、給水ポンプや発電機のニーズも高まり、土木機械をリースする業者に問い合わせが相次ぎました。

C地区は河川管理者の許可をいただき、数箇所河床を掘削し地下湧水をポンプアップし農業用水として利用しました。

このような状況は今後も続くと考えられます。

(国等への提案内容)

稲の出穂期に必要な水量を確保するために、必要設計水量を見直し新たな農業用水ダムの建設による既存地下水の確保、ため池の貯留水量の拡大を図るなど効率的な農業用水の確保・利活用の推進をお願いします。

(1 1) 人材の育成確保を図るため建設業を魅力ある業とする支援
(処遇改善の支援、労働環境の改善・向上（現場事務所費用の
引き上げ、快適トイレの加算上限額の見直しなど）、工事書類
の簡素化、情報共有システム、遠隔臨場の更なる推進など)

(背景)

建設業界では、「新4K」を実現し、建設業をあこがれの仕事とすべく処遇改善、労働環境の改善・向上に努めておりますが、依然として新規就業者の確保に苦慮しており、近年一部の県では県当局とタイアップしながら魅力ある建設業のPRを図っているところもありますが、なかなか結果に結びつけることができません。

この問題は全国共通の課題であり、国の皆様のご協力をいただきながら、課題解決に向けて進みたいと考えています。

(国等への提案内容)

処遇や労働環境の改善・向上への対応の一例として、リース料が10万円／月に及ぶ太陽光発電によるエアコンを完備したトイレ（商用電源が不要なことから、能登半島地震の被災地でも非常に有用であった）を設置している現場があります。また、熱中症対策やOA機器類の高度化により、よりしっかりと現場事務所の設置が求められております。このため、現場環境改善費との仕分け等により難しい面もあろうかと思いますが、共通仮設費の営繕費の率の見直し、準備費や運搬費のように率分を超える場合には別途計上出来ることとすることや、快適トイレの加算上限額の更なる見直し、工事書類の簡素化、情報共有システム、遠隔臨場の実施等一層魅力のある職場づくりに対する新たな施策、県等で行われている取組との連携の推進等につきましてご配慮をお願いします。

全国農村整備建設業協会

会 長	木 全 哲 久	愛知県農業土木研究会
副会長	山 田 幸 一	青森県農村整備建設協会
副会長	青 柳 剛	群馬県農村整備建設協会
副会長	平 塚 智 朗	島根県農林建設業協会連合会
理 事	佐 藤 吉 博	秋田県土地改良建設協議会
理 事	久保田一成	(一社)岐阜県建設業協会 農村部会
	千 葉 嘉 春	宮城県農業土木推進協議会
	佐 藤 友 和	(一社)山形県土地改良建設協会
	石 川 俊	(一社)福島県土地改良建設協会
	山 本 治 和	福井県農村整備協会
	田 村 頼 一	三重県農業土木振興会
監 事	菊 池 奨	岩手県農業土木技術協議会
監 事	森 雄 一	(一社)富山県建設業協会土地改良委員会